

## 公立甲賀病院訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)が設置する公立甲賀病院訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、病気やけが等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、自立支援に結びつく適正な訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業においては、利用者の心身の特性、置かれている環境等を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、心身の機能の維持回復及び生活の質の向上を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、その看護師等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 看護目標や看護計画を定期的に自己評価し、常にその改善を図り訪問看護の質的向上に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
公立甲賀病院訪問看護ステーション	滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地

## (職員の配置)

第4条 事業所に次に定める職員を配置する。

- (1) 管理者(常勤の保健師又は看護師)を1人配置する。
  - (2) 看護師等を業務量に応じて配置する(10名以上)
- 2 前項に規定する職員は、法人が設置する他の事業所との業務を兼ねることができるものとする。

## (職務の内容)

第5条 管理者の職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所の管理及び運営に関すること。
- (2) 職員の指揮監督に関すること。

- (3) 業務実施状況の管理調整に関すること。
- (4) 運営基準による事業遂行について、必要な指揮命令を行うこと。

2 看護師等は、管理者の命令を受け、訪問看護業務を懇切丁寧に行うこととする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項第1号に規定する営業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除くものとする。

3 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族から事業所に直接申込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。
- (4) 介護予防の訪問看護の提供に際しては、地域包括支援センター若しくは市から委託を受けた居宅介護支援事業者との連携を図る。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状及び心身の状況の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創<sup>じよく</sup>の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者等の看護
- (8) 療養生活や介護方法等の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他主治医の指示による医療処置
- (11) 主治医への報告

(12) 他機関、多職種との連携、協働

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所が行う通常の事業の実施地域は、甲賀市及び湖南市の区域とする。

(緊急時や事故発生時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医又は救急医療機関、市町、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

(利用料)

第11条 介護保険法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 健康保険法(大正11年法律第70号)による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

3 訪問看護に要した交通費及び使用した衛生材料、その他の利用料として、別表の額を徴収する。

4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時又は採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、当該指定訪問看護等事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

- 6 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会等を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する

この規定は、令和4年5月2日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

別表(第11条関係)

訪問看護サービスの内容	利用単位	対象日又は時間	利用料(税込)	備考
外出付き添い・介助	60分につき	月曜～金曜日(土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く)	8,800円	交通費等諸経費は別途加算
		土曜・日曜・祝祭日・12月29日～1月3日	11,000円	

## No.54 訪問看護ステーション運営規程

交通費	通常の事業実施地域を超えた地点から1kmにつき(往復)	訪問日	22円	第9条に掲げる地域以外の場合のみ適用
ご遺体の処置	1体につき	訪問日	11,000円	
衛生材料費	看護師の持参から使用した分	訪問日	実費	